

青森県報

第七百八十二号

令和六年
七月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………
が生活習慣病・対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定……………
同……………二
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………
高年齢福祉課……………二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………
同……………二
- 公 告
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
行政経営課……………三
- 建設業者の許可の取消し……………
同……………三
- 右……………
同……………三
- 右……………
同……………四
- 右……………
同……………四
- 右……………
同……………四
- 右……………
同……………四
- 右……………
同……………五
- 土地改良区の定款変更の認可……………
上北地域局……………五

公 営 企 業

雑 報

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………
(病院課)……………五
- 青森県市町村職員共済組合公告……………
(市町村課)……………六

告

示

青森県告示第三百八十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
内科種市病院	八戸市大字是川土間沢一	令和 五・三・三
伊藤眼科クリニック	青森市八重田四丁目二の一ラ・セラ東 バイパスシヨッピングセンター一階	六・二・二五
藤崎町立藤崎診療所	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目二	六・三・三
夜店通り調剤薬局	青森市新町一丁目一四の九アットビル 二階	〃
青山のむら皮膚科	弘前市大字青山一丁目一〇の一	〃
二ツ家調剤薬局	八戸市大字沢里字二ツ屋一の九二	六・五・二五

青森県告示第百八十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
内科種市病院	八戸市大字是川字土間沢一	令和 五・四・一
伊藤眼科クリニック	青森市八重田四丁目二のーラ・セラ東 バイパスショッピングセンター一階	六・三・一
たかはし内科胃腸科小児科	弘前市大字取上二丁目九の一	六・三・三
あじさい皮ふ科クリニック	弘前市大字青山一丁目一〇の一	六・四・一
訪問看護ステーションほのか	弘前市大字泉野五丁目六の七	六・四・三
むつ女性クリニック	むつ市中央二丁目五の五	六・四・六
ナーシング ケア しずく	八戸市根城一丁目三六の九	六・五・八

青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	居宅サービス種類	名称	所在地	廃止の年月日
一般社団法人ブレイ	弘前市大字笹森町三七の五七	訪問介護	訪問介護事業所	平川市本町南柳田四〇の八 ロッキンひらか 二〇五号	令和 六・六・五 令和 六・六・一〇
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	介護医療院	介護医療院	五所川原市字中平井町一四の二	六・五・二九 六・七・一
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	短期入所療養介護	介護医療院	五所川原市字中平井町一四の二	六・五・二九 六・七・一

青森県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止の年月日
医療法人 白生会	五所川原市字旭町二〇の六	介護予防短期入所療養介護	介護医療院	五所川原市字中平井町一四の二	令和 六・五・二九 令和 六・七・一

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年六月十八日
- 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 落札金額
二千四百七十万六千六百六十円
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、賃貸借期間は令和七年二月一日から令和十一年一月三十一日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月相当地である。）
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和六年五月八日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社小田桐林業
 - 二 代表者の氏名 小田桐みつえ
 - 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大沢字大范一の二九
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第二〇〇一八一号
 - 五 取消年月日 令和六年五月二十四日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 令和六年七月三日
- 青森県知事 宮 下 宗一郎
- 一 商号又は名称 陸奥高圧ガス株式会社
 - 二 代表者の氏名 高橋哲
 - 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字栄町五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第四〇〇五一五号

五 取消年月日 令和六年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 田中車輛株式会社

二 代表者の氏名 野田誠二

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字中振四三の四

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第五四九四号

五 取消年月日 令和六年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 ツル産業株式会社

二 代表者の氏名 及川昇

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字二又二三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第五〇〇二八九号

五 取消年月日 令和六年五月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 エムアイテック株式会社

二 代表者の氏名 市島政晴

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一四八五九号

五 取消年月日 令和六年五月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年七月三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 M・B工業
- 二 氏名 眞手明彦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市海老川町二二三九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第六〇〇二〇四号
- 五 取消年月日 令和六年五月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和六年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を令和六年五月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年七月三日

上北地域県民局長 千葉 健夫

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同法第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月三日

青森県病院事業管理者 大山 力

- 一 物品等の名称及び数量 磁気共鳴診断システム 二台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森県病院局運営部管理課 青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日 令和六年五月三十日
- 五 落札者の名称及び住所 レジットメディカル株式会社 青森市虹ヶ丘一丁目五の六
- 六 落札金額 四億七千八十万円
- 七 落札者を決定した手続 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
令和六年四月十九日

雑

報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに青森県市町村職員共済組法定款第五條の規定に基づき、令和五年度決算の要旨を公告する。

令和六年七月三日

青森県市町村職員共済組合

理事長 平 田 博 幸

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭